

定 款

豊トラスティ証券株式会社

定 款

— 目 次 —

第 1 章 総 則

第 1 条	商 号
第 2 条	目 的
第 3 条	本店の所在地
第 4 条	公告の方法

第 2 章 株 式

第 5 条	発行可能株式総数
第 6 条	自己株式の取得
第 7 条	単元株式数
第 8 条	単元未満株主の権利制限
第 9 条	株主名簿管理人
第 10 条	株式取扱規則
第 11 条	基準日

第 3 章 株主総会

第 12 条	招 集
第 13 条	招集権者及び議長
第 14 条	決議の方法
第 15 条	議決権の代理行使
第 16 条	議事録

第 4 章 取締役及び取締役会

第 17 条	取締役会の設置
第 18 条	取締役の員数
第 19 条	取締役の選任
第 20 条	取締役の任期
第 21 条	代表取締役及び役付取締役
第 22 条	取締役会の招集権者及び議長
第 23 条	取締役会の招集通知
第 24 条	取締役会の決議の方法
第 25 条	取締役会の決議の省略
第 26 条	取締役会規程
第 27 条	取締役会の議事録
第 28 条	取締役の報酬等

- 第 29 条 顧問及び相談役
- 第 30 条 取締役の責任限定契約

第 5 章 監査役及び監査役会

- 第 31 条 監査役及び監査役会の設置
- 第 32 条 監査役の員数
- 第 33 条 監査役の選任
- 第 34 条 監査役の任期
- 第 35 条 常勤監査役
- 第 36 条 監査役会の招集通知
- 第 37 条 監査役会の決議の方法
- 第 38 条 監査役会規程
- 第 39 条 監査役会の議事録
- 第 40 条 監査役の報酬等
- 第 41 条 補欠監査役
- 第 42 条 監査役の責任限定契約

第 6 章 会計監査人

- 第 43 条 会計監査人の設置
- 第 44 条 会計監査人の選任
- 第 45 条 会計監査人の任期
- 第 46 条 会計監査人の報酬等

第 7 章 計 算

- 第 47 条 事業年度
- 第 48 条 期末配当金
- 第 49 条 中間配当
- 第 50 条 期末配当金等の除斥期間

定 款

第 1 章 総 則

(商号)

第 1 条 当社は、豊トラスティ証券株式会社と称し、英文では、YUTAKA TRUSTY SECURITIES CO., LTD. と表示する。

(目的)

第 2 条 当社は、下記の事業を営むことを目的とする。

1. 商品先物取引法に基づく商品先物取引市場（外国先物取引市場を含む。）における上場商品及び上場商品指数の先物取引（先物オプション取引を含む。）（以下「商品市場における取引」という。）
2. 商品市場における取引の委託の媒介、取次及び代理
3. 次の物品に関する売買、仲立、代理及び輸出入
 - イ. 農産物、食料品、砂糖、繭糸、綿糸、綿花、毛糸、原毛、繊維製品及び花卉
 - ロ. 金、銀、プラチナ、パラジウム及びその他の貴金属
 - ハ. 銅・アルミ等非鉄金属
 - ニ. 生ゴム、ゴム、木材及び合板
 - ホ. 原油、ナフサ及び石油製品
4. 金融商品取引法に基づく金融先物取引市場（外国金融先物取引市場を含む。）における上場商品の金融先物取引等並びに当該取引等の委託の媒介、取次及び代理及び同法に基づく商品先物取引市場における商品関連デリバティブ取引並びに当該取引等の委託の媒介、取次及び代理
5. 有価証券、金利及び為替に係る売買（先物売買を含む。）並びに売買の媒介、取次及び代理
6. 商品投資事業に係る金融商品の設定、運用、管理、販売並びに商品投資顧問業
7. 金融商品取引法に定める証券仲介業
8. 投資に関するセミナー・教室の運営及びコンサルティング業務
9. 不動産の売買、賃貸及び管理業
10. 損害保険代理業及び生命保険の募集に関する業務
11. ホテル、旅館等宿泊施設の経営並びに旅行代理店業
12. 労働者派遣事業
13. 情報処理・情報提供サービス並びに出版業務
14. 前各号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を東京都中央区に置く。

(公告の方法)

第 4 条 当社の公告は、電子公告により行う。

- ② やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、24,000,000株とする。

(自己株式の取得)

第6条 当社は、取締役会の決議によって、市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第7条 当社の1単元の株式の数は、100株とする。

(単元未満株主の権利制限)

第8条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- 1 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- 2 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- 3 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。

(株式取扱規則)

第10条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利制限に際しての手続き等については、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(基準日)

第11条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- ② 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者としてすることができる。

第3章 株主総会

(招集)

第12条 当社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に、招集する。

(招集権者及び議長)

第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役会長が招集する。取締役会長に事故があるときまたは欠員のときは、取締役社長が、取締役社長に事故があるときまたは欠員のときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

- ② 株主総会においては、取締役会長が議長となる。取締役会長に事故があるときまたは欠員のときは、取締役社長が、取締役社長に事故があるときまたは欠員のときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(決議の方法)

第14条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第309条第2項の定めによる決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第15条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として議決権を行使することができる。

- ② 前項の場合、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第16条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は議事録に記載しまたは記録する。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役会の設置)

第17条 当会社は取締役会を置く。

(取締役の員数)

第18条 当会社の取締役は、15名以内とする。

(取締役の選任)

第19条 当会社の取締役は、株主総会の決議によって選任する。

- ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ③ 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第20条 当会社の取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第21条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。

② 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。

③ 当社は、取締役会の決議によって、取締役会長1名、取締役社長1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長が招集し、議長となる。取締役会長に事故があるときまたは欠員のときは、取締役社長が、取締役社長に事故があるときまたは欠員のときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前に、各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の方法)

第24条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第25条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議をのべたときはこの限りではない。

(取締役会規程)

第26条 取締役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役会の議事録)

第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(取締役の報酬等)

第28条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(顧問及び相談役)

第29条 取締役会の決議によって、顧問及び相談役を置くことができる。

(取締役の責任限定契約)

第30条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で同法第423条第1項に定める責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。

第5章 監査役及び監査役会

(監査役及び監査役会の設置)

第31条 当社は、監査役及び監査役会を置く。

(監査役の員数)

第32条 当社の監査役は、4名以内とする。

(監査役の選任)

第33条 当社の監査役は、株主総会の決議によって選任する。

- ② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第34条 当社の監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役)

第35条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第36条 監査役会の招集通知は、会日の3日前に、各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。

(監査役会の決議の方法)

第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会規程)

第38条 監査役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役会の議事録)

第39条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(監査役の報酬等)

第40条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(補欠監査役)

第41条 法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。

- ② 補欠監査役の選任決議の定足数は、第32条の規定を準用する。
- ③ 第1項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、前任者の任

期の満了する時までとする。

- ④ 補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(監査役の責任限定契約)

第４２条 当社は、会社法第４２７条第１項の規定により、監査役との間で同法第４２３条第１項に定める責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。

第６章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第４３条 当社は、会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第４４条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第４５条 当社の会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第４６条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第７章 計 算

(事業年度)

第４７条 当社の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月３１日までとする。

(期末配当金)

第４８条 当社は、株主総会の決議によって、毎年３月３１日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

(中間配当)

第４９条 当社は、取締役会の決議によって、毎年９月３０日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第４５４条第５項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

(期末配当金等の除斥期間)

第５０条 期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満３年を経過しても受領されないときは、当社は、その支払いの義務を免れる。

- ② 未払の期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。